

世代会計の地方財政への応用

吉田 浩*

要 約

我が国において高齢社会の到来は、重要かつ現実的な問題の一つである。ここでは、高齢社会と公的部門財政、特に地方財政に焦点を当てて検討を行う。人口構造の変化をベースにした世代会計の手法を援用して地方財政を考える理由は以下の2点である。

(1) 我が国の公的部門は垂直的には、中央政府（国）と地方政府（都道府県、市町村）に分けられる。このような状況の下で、人口構造の高齢化が財政に及ぼす影響は、中央政府と地方政府では全く同様であるとは限らない。そこで本研究では、これを財政の垂直的問題と呼ぶことにし、同様の人口構造変化の仮定の下で、中央政府、地方政府及び社会保障基金でそれぞれどのような歳入・歳出の変化が予想されるのか、地方財政を中心に検討する。

(2) 垂直的問題の観点では、地方政府は一つとして扱われる。しかし、今後の人口推移は都道府県別、地方自治体の規模別に異なったシナリオを持っており、その結果として高齢化の最終的水準と時間的タイミングも異なると考えられる。すなわち、同じ地方財政でも一律に横並びではないということである。この問題は財政の水平的問題と呼ぶことができる。

本稿では、この地方財政に係わる問題のうち、垂直的問題について検討を行うものとする。

世代会計の原義からすると、「財政赤字」を政策的に議論するために本当に重要な指標は、各個人のライフタイムでの純移転額であり、財政収支自体はナンセンスな指標であるということになる。しかし、財政当局の政策遂行上、人口構造の高齢化が各年の資金収支に及ぼす影響を知っておくのは無意味なことではなく、また将来世代の負担を知るためにもマクロでの財政赤字額を知っておく必要がある。

本研究で得られた幾つかの結果は以下の通りとなる。

(1) 高齢化の影響は地方政府より中央政府の方が大きい。これは、中央政府は歳出に、高齢化の影響を強く受ける社会保障基金への移転が占める割合が地方政府よりも高いこと、逆に若年人口の減少によって歳出が減少する可能性のある教育費の占めるウェイトが小さいことがあげられる。

(2) 社会保障基金は、年金改革のプランが順調に実行されれば、年金部門での会計的な破綻の危機は避けられる。一方、医療保険部門は資金不足が予想される、このため保険料引き上げか、中央政府や地方政府からの移転（繰入れ）が必要となる。

(3) 地方政府は当面は、高齢化の影響はマイルドであるが、中央政府から移転（地方交

* 明海大学経済学部講師

付税等)を受けているので、地方政府は中央政府の収支動向と全く無縁とは言えない。また、2035年以降では地方政府も資金不足が懸念される。

(4) 消費税の5%化は(これと引き換えの減税がなければ)中央政府の収支を今後10年ほど改善する。ただし、新ゴールドプランをさらに充実させ継続させるためには、新たな財源が必要になる。いっぽう、消費税5%化により地方政府は地方消費増税が廃止されることとなるが、ネットの減収は小さい。

(5) 一つの試算として、今後の中央政府の諸政策をまかない、資金不足が生じないように消費税率を引き上げると地方消費税も含んだグロスの税率は最高で10%程度となる。この場合、自動的に地方消費税も税収が伸びるため、地方政府の資金収支を20年前後改善する。

I. はじめに

I-1 問題の所在

我が国において高齢社会の到来は、重要かつ現実的な問題の一つである。この問題に 대응するため、貯蓄、投資、経済成長、介護等様々な分野での研究がなされている。その中でここでは、高齢社会と公的部門財政、特に地方財政に焦点を当てて検討を行う。人口構造の変化をベースにした世代会計を使って地方財政を考える理由は以下の2点である。

I-2 高齢化財政の垂直的問題

現在、我が国の公的部門は垂直的には、中央政府(国)と地方政府(都道府県、市町村)に分けられる。いっぽう人口構造の高齢化は、社会保障費をはじめとした高齢化関連歳出を増やすと同時に、直接税を中心とした税収の減少をもたらす。これは、現行の租税制度が勤労所得税中心主義の課税となっているためであり、若年労働力の減少の影響を強く受けることによる。

ところで、このような人口構造が財政に及ぼす影響は、中央政府と地方政府では全く同様であるとは限らない。なぜならば後で見るように、中央政府と地方政府では歳入・歳出構造に違いがあり、かつまた中央—地方政府間で財源

の移転があるからである。そこで本研究では、これを高齢化財政の垂直的問題と呼ぶことにし、同様の人口構造変化の仮定の下で、中央政府、地方政府及び社会保障基金でそれぞれどのような歳入・歳出の変化が予想されるのか、地方財政を中心に検討する。

I-3 高齢化財政の水平的問題

上に述べた垂直的問題の観点では、地方政府は中央政府と対時的に存在し、地方政府全体は一つとして扱われる。しかし、今後の人口推移は都道府県別、地方自治体の規模別に異なったシナリオを持っており、その結果として高齢化の最終的水準と時間的タイミングも異なると考えられる。ここでは、この問題を高齢化財政の水平的問題と呼ぶこととする。特に問題となるのは、東京圏大阪圏名古屋圏など現在は比較的人口構造が若いと考えられている地域における高齢化のスピードが急速であるということである。

本稿では、この地方財政に係わる問題のうち、垂直的問題について検討を行うものとする。

Ⅱ．地方財政に影響を及ぼすもの

Ⅱ－１ 歳入面に影響を及ぼすファクター

本研究では、一定の仮定の下に、将来の財政当局の状況を推計するものであるが、その前提として、地方財政の収支に影響を及ぼすと考えられるファクターについて簡単に確認しておく。

市町村の財政構造に影響を及ぼすものとして、まず歳入面（＝税収面）では、住民税収に影響を及ぼす当該地域の所得、人口構造があげられる。地域の所得は、地域の産業構造、地域開発政策や大きくは国全体の経済成長の影響も受けるであろう。一方、人口構造は自然増減と社会増減に分けられるが、自然増減は、当該地域の出生率、死亡率によって規定される。また人口の流出入による社会増減の部分は、地域の所得や地価にも影響を受ける。

このほか、所得や人口構造のファクターを一定にしても、税制の変更、中央政府からの財源の移転等の財政制度の変化によっても歳入は影響を受ける。¹

Ⅱ－２ 歳出面に影響を及ぼすファクター

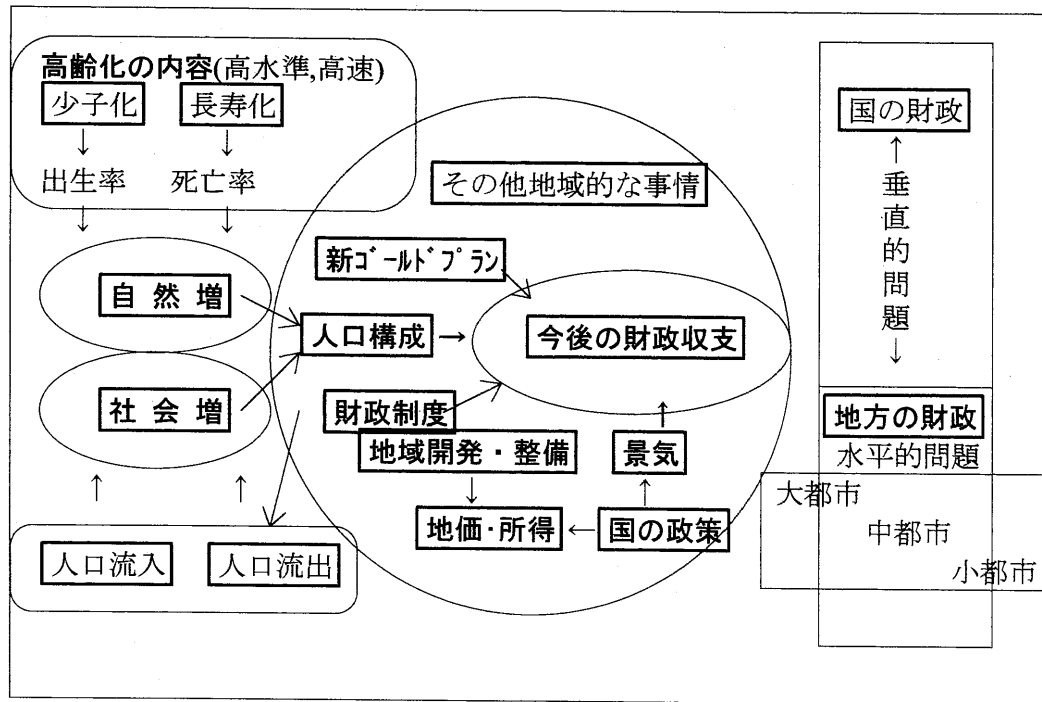
一方、歳出面で大きな影響を持っているのは、人口規模と人口構造である。人口の急激な増大は、様々な都市基盤整備のための歳出を増やすことが考えられる。また人口構造の高齢化は、歳出のうち社会保障関係費や老人福祉費の増大をもたらす。また、地域所得の減少が大きい場合には、商工費を中心とした地域の産業振興のための歳出が増加することも考えられる。

Ⅱ－３ 本稿で取り上げるファクター

本研究では、上にあげた様々なファクターのうち、人口構造の変化に焦点を当てて、その影響を調べるものである。従って、その他のファクターについては、原則として現在の状態のままであることが仮定されている。その意味で、本研究の結果は将来の財政支出の具体的な金額を予想するものではなく、人口構造がもたらす影響を取り出して調べるものである。また、ここでは人口構造は外生的に与えられるものとする。

¹ より厳密には、財政制度を変化させることで、当該地域の住民の税引後の純所得や租税の資本化のメカニズムを通じて地価を変化させ、波及的に住民の流出入に影響を及ぼすと考えられるが、ここでは人口移動はこれらの要件とは独立して決まるとした。

図1 財政収支に影響を及ぼすファクター



III. 世代会計のアプローチ

III-1 世代会計の方法

本研究では「世代会計」の方法をベースにして将来の財政収支を算出している。以下では簡単にこの「世代会計」の方法を説明し、その意義について解説する。

世代会計はA.J.AuerbachおよびL. J. Kotlikoffらによって提唱された、財政赤字の新しい計測法である²。世代会計は基本的には以下のような方法によって、将来の財政収支と隠れた財政赤字を計測する。

個人と政府との間には様々な名目の下、多様な資金がやりとりされている。そこで、まず、

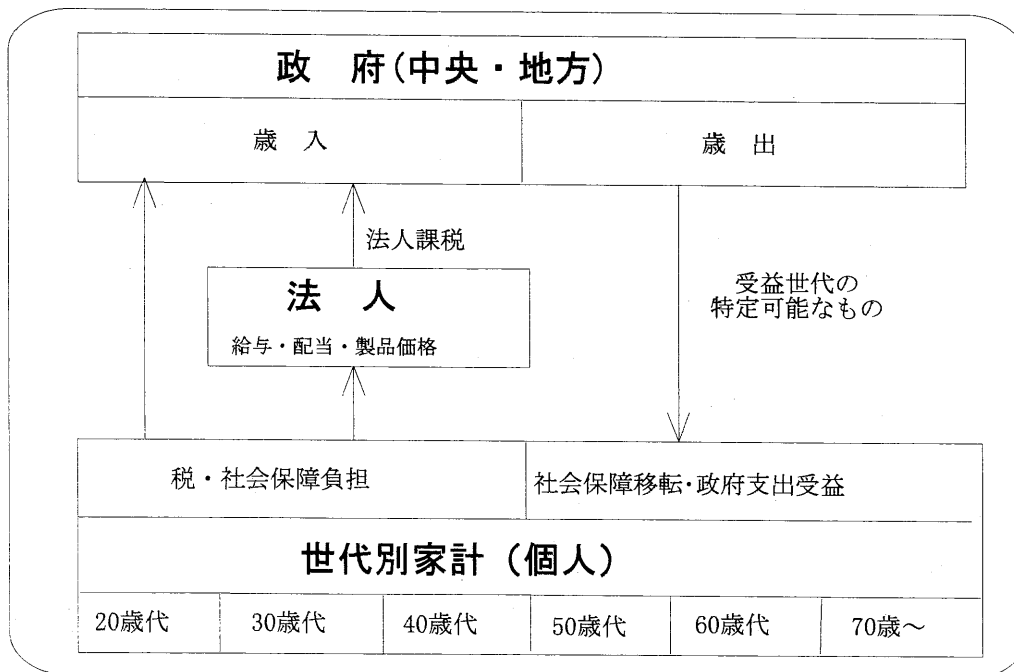
年齢階級別に税や社会保険料など政府に支払うすべての資金をカウントする。同様に、年金受給や医療保険の受給など政府からのすべての受給をカウントする。このようにして、ある年度での年齢階級別の対政府での純負担を計測する。このとき、米国では個人に関する詳細なデータがあるが、我が国では『家計調査』や『全国消費実態調査』等の資料を積み上げて計算することになる。この場合、その積み上げ結果は政府の総収入とはマッチしない。なぜならば、政府に対する負担は、勤労所得税や社会保険料など直接かつ個人も明示的に意識できる形での負担のほかに、消費税や法人税、社会保険料の雇

² 我が国においては「世代」会計の呼称のもとに、世代間の純負担の計測の面が強調されがちである。これは近年、我が国においては財政赤字の議論よりも、公的年金を中心とした世代間の所得移転の問題がクローズアップされてきたためであろう。

用主負担分など個人のレベルではその金額を明示的にカウントすることのできない項目が存在するからである。従ってこれらの項目については、我が国では上記の資料からは得ることがで

きない。しかし、これらの項目も、間接的であるにせよ最終的に誰かが支払っているという意味では負担である。

図2 政府と個人とのやり取り



個人と政府のやり取りを概念図として示したもの。

そこで、このようなインプリシットな負担も抜け落ちないように、政府の歳入でその総額を確定することにする。具体的には、より包括的な統計として『国民経済計算(SNA)』の一般政府の所得支出勘定を使用する。そしてその各項目を、以下に述べるようなルールの下に年齢階級別の個人（本研究では世帯）に割り振る作業を行うことになる。この方法によれば、直接・間接の負担をすべて捕捉し、かつこれを年齢階級別に帰属しつくすことができる。

総負担（政府の総受取）を年齢階級別に按分する場合に、勤労所得税など個人ベースでもその金額がわかっているものについては、総額を『家計調査』や『全国消費実態調査』の勤労所得税の年齢階級別の負担の分布で按分できる。これに対して、間接税や法人税などのように政府の受取にはその項目があるが、個人の統計に

は該当項目がない場合については、その負担の分布を近似するような項目の分布で割り振ることとなる。

ここでは、原則として平成5（1993）年の『家計調査』の勤労者世帯の納税、消費支出額等の数値を基準に、分布の形状を作成している。ただし、金融および住宅土地資産の保有残高の包括的なデータは『家計調査』および『貯蓄動向調査』からは得られないので、平成元年（1989）年の『全国消費実態調査』の全世帯の分布の形状のみを採用した。また、医療保険に基づく現物給付はいずれの資料からも得られないので、平成2（1990）年『所得再分配調査』（厚生省）の医療保険現物給付の分布の形状を採用した³。

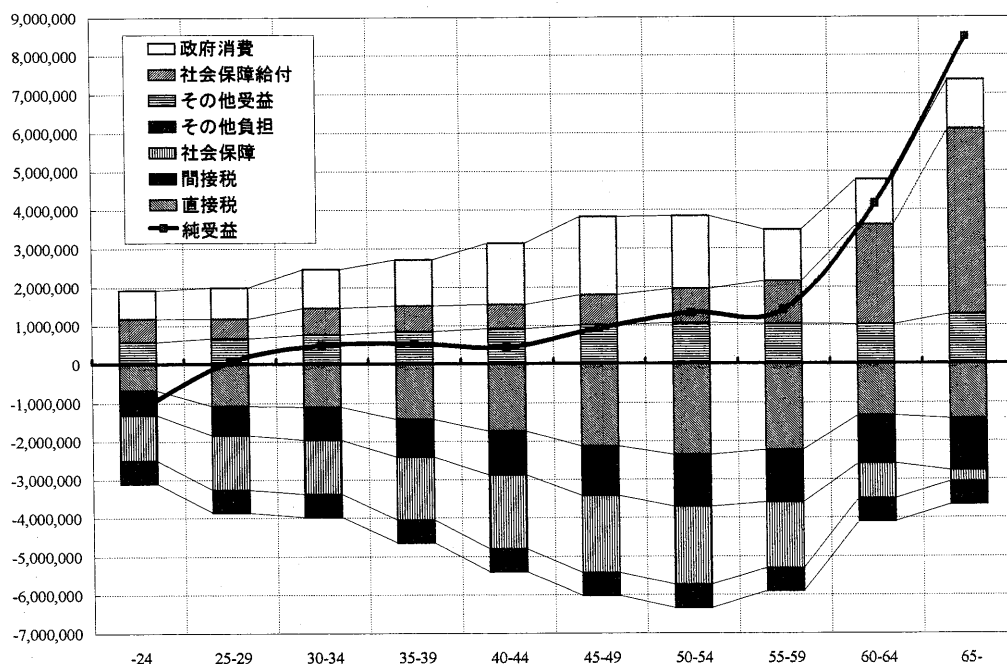
III-2 世代間の負担の帰着

上記の方法により、平成5年度の年齢階級別の政府に対する支払（負担）と受取（受給）および差し引きの純受給が計算できる。ただし、この結果は平成5年度「一年限り」の支払及び受取額であるので、特定の年齢階級が支払超過であるとか受取超過であると結論できるわけではない。このことを議論するためには、高齢者の過去の拠出等も計算に含めた生涯での支払と受取の計測が必要である。しかし、今後の財政収支のみを検討するのであればこの資料で十分である。

しかし、生まれ年によって政府に対する生涯の純負担がどれほどになっているかについては、公平性の観点から別途重要な問題である。これに関する米国での研究としては、Fullerton and Rogers[1993]において取り扱われている。また我が国における、この問題についての検討は、平成7年『経済白書』や吉田[1995b]を参照されたい。

また、世代間の生涯での純負担の差異の問題と同様に、地方財政の見地からすれば、地域間の負担の帰着についても議論をすることができる。この問題も地方財政の水平的問題の一つとして重要なイシューである。

図3 年齢階級別単年度の負担分布（一般政府全体）



III-3 財政収支の予測

AuerbachおよびKotlikoffが世代家計の手法によって焦点を当てたかったのは、この将来の財政収支に関する新しいアプローチである。AuerbachおよびKotlikoffの当初の研究で、過

去の負担や需給を計測の対象として含まず、*forward looking*の観点から計測されているのはこのためである。すなわち将来の財政収支は、今時点以降のデータのみを問題とすればよいのである。もちろん、彼らは単なる財政収支を問題としたのではない。むしろ毎年の財政収

³ この推計方法については吉田[1995b]参照。

支よりも、それによって個人が生涯で政府に対していくら支払うが問題であることを主張している。

しかしここでは、財政当局の運営上の現実的な問題として、人口構造の変化によって将来の財政収支がそのように影響を受けるかについて検討を行うこととする。

さて、これまで述べたような手続きに従って、各年齢階級毎に、1年間にどれだけ政府に支払を行い、どれだけ政府から受け取っているかがわかれば、この構造が維持されるとして年齢階級の構成の変化に応じて、政府の受取及び支払の額の変化を計算できる。

IV. 一般政府の概観

VI-1 中央政府と地方政府

ここでは、高齢化財政の垂直的問題を取り扱うために、一般政府を部門別に分ける必要がある。ここでは、一般政府を包括的に取り扱った統計として、『国民経済計算』のデータと基準に従うものとする。

国民経済計算での、一般政府の経常取引及び資本取引⁴によれば、一般政府は、中央政府、地方政府、社会保障基金の3主体に分類されている。

この資料からわかることは、「国で集めて地方で払う」という構造となっていることである。例えば、税収面でいえば、直間税収の60%超を国が占めているが、国から地方への経常移転により、最終消費支出ベースでは76%が地方によって占められている。これにより、歳入・歳出変化が中央・地方政府に及ぼす影響は異なってくる考えられる。

⁴ 『国民経済計算』の付表6は、一般政府の内訳部門別(中央政府、地方政府、社会保障基金)の所得支出勘定及び資本調達勘定の総括表である。一般政府全体としての両勘定は、制度部門勘定として計上されているが、当勘定は、一般政府をその性格及び果たす役割などに従って、中央政府(全ての省庁、事務所などの組織で中央政府の手足となる部門で構成されているもの)、地方政府(都道府県などの地方自治体などの手足となる部門で構成されているもの)、社会保障基金(社会全体ないし社会の多くの部分を対象に社会保障給付を行うために公的機関によって加入が強制され、支配され、あるいは資金供給を受けている、国の社会保障特別会計、共済組合、国民年金基金など)の3部門に分割し、それぞれの部門の経常取引及び資本取引をみるにより、政府部門の国民経済に果たしている役割を詳細に把握するための取引表である。

表1 一般政府の部門別経常取引及び資本取引

取引の種類	合計	中央政府	地方政府	社会保障基金
A. 経常取引				
1.経常受取合計	193,588.1	64,055.4	60,955.0	68,577.7
間接税	37,528.4	18,728.3	18,800.2	0.0
直接税	53,789.6	38,230.2	15,559.4	0.0
社会保障負担	45,952.4	0.0	0.0	45,952.4
一般政府部門内の移転（受取）	37,434.3	192.6	24,735.7	12,506.0
その他	18,883.4	6,904.3	1,859.7	10,119.3
2.総支払（経常支払＋貯蓄）	193,588.2	64,055.4	60,955.1	68,577.7
経常支払合計	163,768.1	64,080.0	48,076.4	51,611.7
最終消費支出	44,987.1	10,459.0	33,650.2	877.8
補助金	3,423.3	2,163.9	1,259.4	0.0
社会保障給付	50,012.2	0.0	0.0	50,012.2
社会扶助金	7,215.2	1,908.2	5,307.0	0.0
一般政府部門内の移転（支払）	37,434.3	35,256.5	1,940.9	236.9
他部門への経常移転	2,872.5	1,063.5	1,328.1	480.9
その他	17,823.5	13,228.9	4,590.8	3.9
貯蓄	29,820.1	-24.9	12,878.7	16,966.0
B. 資本取引				
資本調達及び負債	66,382.1	14,857.7	35,353.4	16,482.5
貯蓄	29,820.1	-24.6	12,878.7	16,966.0
固定資本減耗	2,819.9	328.6	2,475.2	16.2
他の一般政府部門からの資本移転（純）	0.0	-9,822.8	9,883.7	-61.0
その他の資本移転（純）	-344.0	1,708.3	-1,613.7	-438.6
総蓄積に対する資本調達	32,296.0	-7,810.4	23,623.9	16,482.5
負債の純増	34,086.1	22,668.1	11,729.5	0.0
総資本＋不突合	66,382.1	14,857.7	35,353.4	16,482.5
総固定資本形成	31,191.0	5,312.0	25,724.3	154.7
土地の購入（純）	6,319.6	545.3	5,717.5	56.7
金融資産の純増	28,821.9	11,157.6	1,362.9	16,612.9
不突合	49.6	-2,157.2	2,548.7	-341.8

資料：『国民経済計算年報』（経済企画庁）

表2 国と地方の割合比較（経常受払ベース）

取引の種類	中央政府	%		地方政府	%	合計
受取面						
直・間税収	56,958.5	62.4%		34,359.6	37.6%	91,318.1
中央政府から移転		→	24,608.3	→		(推計)
支払面						
最終消費支出	10,459.0	23.7%		33,650.2	76.3%	44,109.2

資料：『国民経済計算年報』（経済企画庁）。単位10億円。

IV-2 直接税と間接税

国と地方で大きく異なることは、例えば直接税と間接税の比率についてもいえる。

表3を見ると、国税体系は、国民経済計算、租税統計ともに直接税中心の体系であるのに対して、地方税は間接税の占めるウェイトが高いことがわかる。今後、人口構造の高齢化が進行して、勤労所得税中心の直接税収に限界が懸念される中で間接税あるいは間接税的な収入のウェイトの違いは、中央政府と地方政府の歳入の

違いとなって表れてくるであろう。

国民経済計算で間接税比率が高いのは、民間部門が生産消費等を通じて支払うあらゆる意味での強制的拠出を「間接税」と定義しているためである。これに対して、租税統計上は納税者と負担者が同一か否かということである。しかし、間接税のもっとも大きなポイントは、その負担が最終購入者へ転嫁されるというものである。本推計では、間接税と分類されているもののうち、事業税と固定資産税は特別な取り扱いをし、それ以外は消費支出基準で分配している。

表3 直間比率の比較

取引の種類	中央政府	地方政府
国民経済計算による分類		
間接税	18,728.3	18,800.2
直接税	38,230.2	15,559.4
間接税比率	32.9%	54.7%
直接税比率	67.1%	45.3%
租税統計による分類		
間接税	17,456.0	3,455.9
直接税	39,658.2	30,135.4
間接税比率	30.6%	10.3%
直接税比率	69.4%	89.7%

資料：『国民経済計算』（経済企画庁），『地方財政白書』平成7年版（自治省），金額単位：10億円

IV-3 社会保障基金

国民経済計算では、一般政府は中央政府と地方政府、そして社会保障基金に分類されている。社会保障基金は、国の会計上も保険会計として特別会計で区別されている。また、地方の会計においても事業会計として区別されている。

さてこの社会保障基金は、大きくは年金と医療からなる。基本的には租税とは別の独自の保険料収入を持っているが、このほかに国や地方からの移転（繰入金）を受けている。平成5年

度では、社会保障給付と積立金の積増等で69兆円の支払に対して、保険料収入は46兆円程度であり、中央及び地方政府から13兆円あまりの移転を受けている。今後、高齢化の進展により社会保障の給付が増大するいっぽうで、社会保険料の収入はその増加が期待できない。なお、社会保障基金は国民経済計算上区分されている主体にすぎないため、最終的には中央及び地方が、その資金不足分の移転（繰入）をすることが必要となってくる。

V. 推計上の方針

V-1 最終消費支出の方針

政府の最終消費支出の内訳は、総額では示されているものの、その中央政府と地方政府の内

訳が不明である。そこで、平成5年の予算の資料をもとに国・地方を通じた目的別の純計歳出規模に従って、項目別に按分した。

表4 政府消費の内訳および中央・地方政府の按分

国民経済計算	金額		予算資料		
		国の予算 での呼称	地方の予算 での呼称	国	地方
1. 一般政府サービス	12,263.50	機関費	一般行政費等	20%	80%
2. 防 衛	4,223.70	防衛費	—	100%	0%
3. 教 育	14,895.10	教育費	学校教育費	15%	85%
4. 保 健	2,125.60	社会保障関係費	衛生費	10%	90%
5. 社会保障・福祉サービス	2,826.10	社会保障関係費	民生費	30%	70%
6. 住宅・地域開発	3,037.00	国土保全および開発費	国土開発費	20%	80%
7. その他地域社会サービス	1,294.60	教育費	社会教育費	10%	90%
8. 経済サービス	3,956.10	産業経済費	商工費	30%	70%
9. その他	365.4	その他	その他	98%	2%

資料：『地方財政白書』平成7年版等より作成。金額単位10億円。

なお、按分の結果、中央政府と地方政府の消費支出総額と過不足が生ずる場合は、防衛費以外の項目を同率で増減させて補正した。

V-2 政府間移転の計算方針

V-2-1 移転内訳の推計

中央、地方政府間および社会保障基金との間で、独自の財源ほかに、資金のやりとりが行われている。中央政府から地方政府への移転と、

中央・地方両政府から社会保障基金への移転である。

そこで、国民経済計算及び財政統計を使って、どの主体からどの主体にそれぞれいくらの移転があるかについて推計した。

図4 一般政府部内での資金の移転

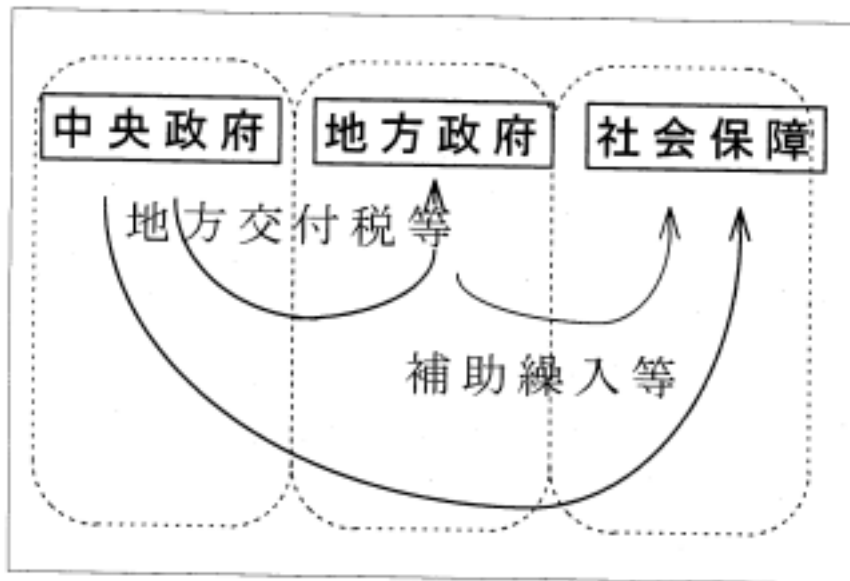


表5 一般政府内の移転内訳推計

	合計	中央政府へ	地方政府へ	社会保障基金へ
一般政府部門内の移転	37,434.3	192.6	24,735.7	12,506.0
うち中央政府から	35,256.5	—	24,649.9	10,606.6
うち地方政府から	1,940.9	41.5	—	1,899.4
うち社会保障基金から	236.9	151.1	85.8	—

資料：『国民経済計算年報』平成7年版（経済企画庁）、『財政金融統計月報』平成5年予算特集（大蔵省）より推計

V-2-2 中央政府から地方政府への移転

中央政府から地方政府への移転は、地方贈与税、地方交付税、国庫支出金等からなる。現行の制度では、地方贈与税は国税収入の一定割合で計算することとなるが、主として道路整備等に使うことが指定されるので経常受取項目からは除外される。地方交付税は、所得税、法人税

および酒税の税収の32%、消費税収の24%、たばこ税（国税）の25%である。従って、将来推計としては、国民経済計算の国税（直接税及び間接税）収入の一定割合とすることとした。

一方、国庫支出金は、国が地方公共団体に対して特定の行政を執行する財源に充てるために支出するもので、(1)国庫負担金、(2)国庫補

助金、(3)国庫委託金等がある。地方財政白書によれば、国庫支出金の合計は13兆6,409億円であるが、これには公共投資の支出金も含まれているので、このうち経常的な支出に関する移転を分類する必要がある。先に示したとおり、国民経済計算での経常的な中央政府から地方へ政府への移転は、全部で24兆7,357億円と推計されるから、ここから地方交付税15兆4,351億円を差し引いた、9兆2,148兆円が国庫支出金の経常経費分と推定される。そこで、将来推計にあたっては、地方政府の全支払のうち、他の一般政府（中央政府および社会保障基金）に対する移転を除いた地方政府の経常歳出経費の一定割合とした。計算の結果、国庫補助金のうち経常的な移転に相当するものは、20%であることがわかった。

この結果、推計上ある年度での中央政府から地方政府への経常移転の金額は、国税収入の一定割合と、地方政府の経常政策の歳出の一定割合となる。

V-2-3 地方政府から中央政府への移転

地方政府から中央政府への移転は、国の一般会計で実施している直轄事業の地方公共団体負担金415億2,397万円とした。将来推計にあたっては、中央政府の他の一般政府への移転を除く、経常支払の一定割合とした。

V-2-4 社会保障基金への移転

社会保障給付に関わる国庫負担・地方負担は現行制度より諸資料から以下のように仮定した。まず、国から社会保障基金への移転のうち、医療、年金への移転がほぼ半々となっている。いっぽう、地方からの移転は、医療が4割、年金が6割とみなされる。そこでこの基準に従い、将来の国からの移転の計算は、医療部門への移転は、医療給付支出の19.2%、年金部門への移転は年金給付支出の25.3%、その他の部門は給付額の10.2%とした。一方、地方から医療部門への移転は医療給付支出の4.3%、また地方から年金部門への移転は、年金給付支出の

3.6%とした。

なお、逆に社会保障基金から中央政府・地方政府への移転は、それぞれ中央政府・地方政府の経常支払のうち移転を除く支払に対する比率とした。

さて、将来、国または地方からの社会保障基金への移転が必要な額は、基本的には社会保障基金の保険料等では不足する部分全てになる。本稿では、例えば国民年金給付費の1/3を国庫負担するなど、「現在の制度で移転」される部分（基本的移転）を最初に計算し、そのもとで高齢化により社会保障基金と資金不足となる分を計算し、今後の移転制度の改正が必要とされる分（追加的移転）を計算した。

V-3 世代間の配分

V-3-1 配分基準

最後に、実際に政府の受取及び支払の各項目を年齢階級別の世代間に分配する場合の基準について説明する。ここでは、『家計調査』および『全国消費実態調査』の結果を中心に、表6に示すように、各項目毎にその負担または受益の指標としてふさわしいと考えられる基準で分配している。

V-3-2 勤労者データの修正

『家計調査』や『全国消費実態調査』で、所得や税金等のデータが明らかになるサンプルは勤労者世帯である。しかし、高齢者世帯については、全世帯に占める勤労者世帯の割合が小さいため、この世帯を持って65歳以上の世帯を代表させると、バイアスを持ったデータとなる。このため、勤労所得税や社会保険料負担については、1990年の国勢調査をもとにした年齢階級別就業率を掛け合わせてデータを補正した。すなわち、

修正勤労所得税負担＝

勤労世帯の所得税負担×就業率

とした。

図5 国勢調査による年齢階級別就業率

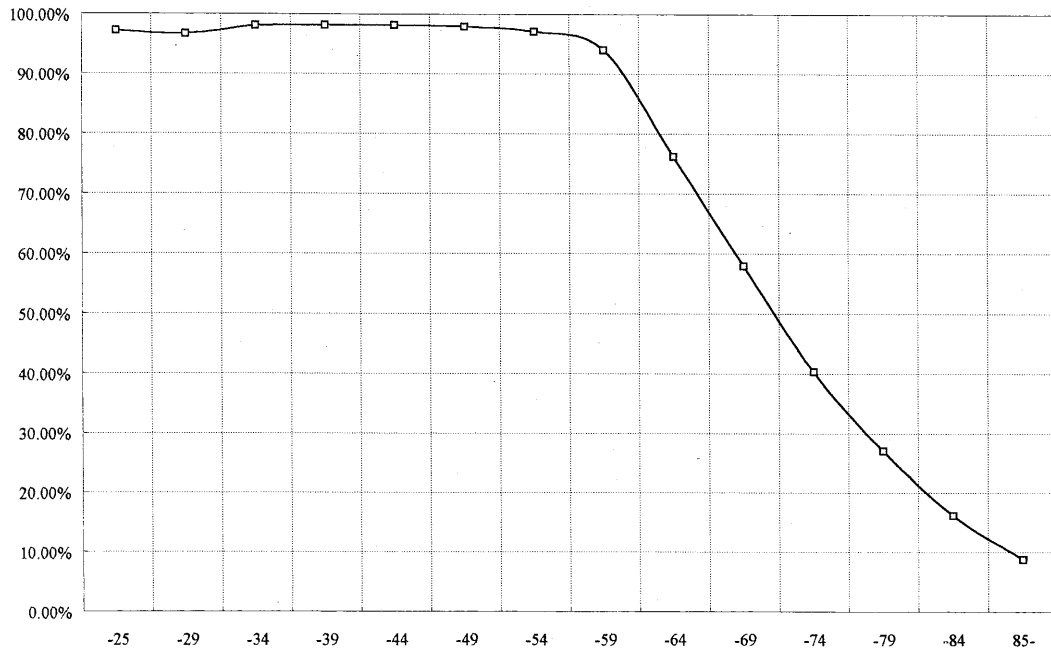


表6 基本的項目の按分基準

項目名	按分	内容
間接税		
うち事業税	消費／資本	法人税と同じ方針で分配
うち固定資産税	住宅資産	家計の住宅・土地資産額の分布を基準に按分
残りの間接税	消費支出	消費支出額分布を基準に按分
直接税		
うち法人税	消費／資本	消費と要素所得に1／2ずつシフトされているとした ⁵ 。このうち消費分は家計の消費支出を基準に按分、要素所得は資本が負うとして、家計の金融資産保有額を基準に按分した。
うち法人住民税	消費／資本	法人税と同じ方針で分配
うち利子課税（地方分）	金融資産	金融資産保有分布基準で按分
残りの直接税	勤労所得税	勤労所得税の分布で按分
社会保障負担	社会保険料	社会保険料負担の分布で按分
うち医療保険	社会保険料	同上
うち年金	社会保険料	同上
その他（雇用保険など）	社会保険料	同上
その他	均等配分	人口比で均等に配分

最終消費支出		
1.一般政府サービス	均等配分	人口比で均等に配分
2.防衛	均等配分	人口比で均等に配分
3.教育	教育支出	教育費支出を基準に按分
4.保健	医療受給	『所得再分配調査』の医療費の受給を基準に按分
5.社会保障・福祉サービス	社会保障	社会保障給付（現物医療含まず）を基準に按分
6.住宅・地域開発	住宅資産	家計の住宅・土地資産額の分布を基準に按分
7.その他地域社会サービス	消費支出	消費支出額分布を基準に按分
8.経済サービス	税前所得	税引き前所得を基準に按分
9.その他	均等配分	人口比で均等に配分
補助金	消費支出	（負の間接税として）消費支出額を基準に按分
社会保障給付		
うち年金	社会保障	社会保障給付（現物医療含まず）を基準に按分
うち年金	医療受給	『所得再分配調査』の医療費の受給を基準に按分
その他	総社会保障	年金と医療の合計額を基準に按分
社会扶助金	総社会保障	年金と医療の合計額を基準に按分
他部門への経常移転	均等配分	人口比で均等に配分
その他	均等配分	人口比で均等に配分

V-3-3 その他の分布

資産保有については、まずグロスの金融資産と金融負債の額から年齢階級別に金融純資産額を算出した。金融資産のほかに家計が保有する重要な資産としては、住宅土地資産があるが、このデータは平成5年『家計調査』からは得られないので、平成元年『全国消費実態調査』の年齢階級別の保有住宅土地資産（居住用外も含

む）についてのデータを使用した。このため、先にあげた金融資産についても『全国消費実態調査』のデータを利用した。ただし、利用したデータは実額ではなく、分布の形状だけである。なお、金融資産に限っていえば、『家計調査』の代わりに同年度の『貯蓄動向調査』が利用できるが、住宅土地資産との整合性をはかるため『全国消費実態調査』によった。

⁵ 法人税の負担がどのように転嫁され帰着されるかについてはこれまで多くの議論と研究があるが、ここではMusgraveの研究にならった。Musgrave[1974]では、法税の転嫁について所得階級別に100%資本（配当）に転嫁されるケースと、100%消費者に転嫁されるケースで比較して分析しているが高額所得者を除く階級についてはどちらの仮定を採用しても、結果に大きな違いはなかった。

VI. 人口構造および割引率の仮定

高齢化の試算の前提となる人口構成については、厚生省人口問題研究所の『日本の将来推計人口』（1992）のうち、中位推計を使用した。拠出、受給の計測単位は年齢階級別の個人が望ましいが、『家計調査』や『全国消費実態調査』の推計資料が世帯単位であるために、人口推計を世帯単位に変換した。1993年の年齢階級別世帯形成率（2人以上の普通世帯数÷その年齢階級の人口数）に従って、人口数の変化に併せて将来の年齢階級別世帯数を推計した。

なお、厚生省からは今後の世帯形成率の変化

なども勘案した世帯数の推計も発表されているが、ここで使っている世帯数は便宜的な単位であって、人口数の変化が重要であるので、「世帯数推計」によらず人口数の変化に依拠した前記の方法に従った⁶。

いっぽう、将来の計数を算出するにあたっては、これまでのような高度成長は期待できないため、成長率と割引率が等しいと仮定した。すなわち、負担や受益の金額は成長率に従って増加するが、割引率と等しいスピードでしか増加しないとした。

VII. 中央政府の財政収支

さて、これまで述べたような前提に従って、今後の政府の収支を試算した。期間は1995年から2045年までの50年間で5年おき、その後2095年までが10年おきとした。

VII-1 収支の概要

これまで述べてきたような推計や仮定に従って、人口構造の変化によってもたらされる中央政府の収支の推移を以下に示した。収入は高齢化や人口数の減少に伴い減少するが、支出の方も主に人口数の減少に従って低下してくる。し

かし、支出の減少よりも収入の減少の方が大きいため、今後、毎年数兆円程度の資金不足が発生する。

この資金不足を増税によらず、全て国債発行によってまかなったとすると、今後100年あまりのうちに政府負債の残高は単純計算で、700兆近くの水準にまで達することになる。なお、ここでは、初期時点の政府資産として、1993年末の中央政府の金融資産－金融負債によって求められた中央政府の負債ポジションである、－159.8兆円からスタートするものとした。

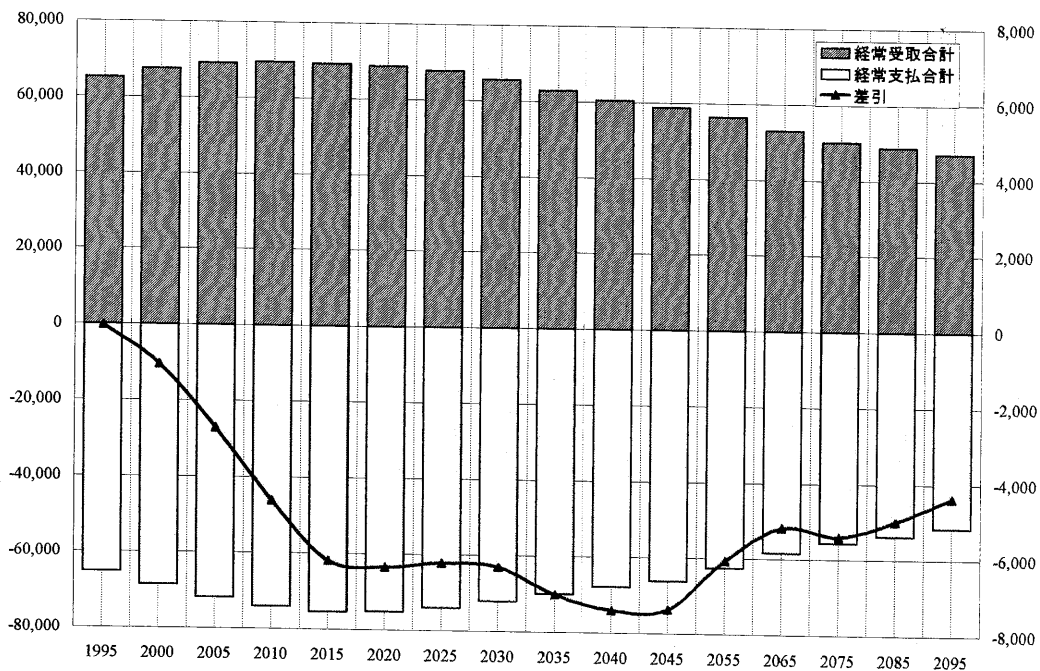
⁶ すなわち、ある年齢階級に負わされる負担は、もともとある年齢階級全員に課せられているので、2人世帯から1人世帯になったからといって、課されないことにはならない。従って、人口構造の変化（高齢化）のポイントは、世帯数の変化よりも人口比率の変化にある。

表7 政府資産の内容

項 目	合計	中央政府	地方政府	社会保障
A 1. 有形資産	443,657.3	20,247.6	99,050.7	613.4
A 2. 金融資産	334,322.1	119,734.3	36,466.1	189,173.6
B. 負債	356,883.1	279,502.1	86,992.0	1,440.9
C. 金融資産－金融負債	-22,561.0	-159,767.8	-50,525.9	187,732.7

資料：『国民経済計算年報』金額単位：10億円

図6 中央政府の収支の概要



注：金額単位は10億円。差引は単年度での収入－支出。差引の軸は右軸。

VII-2 要因分析

次に、収入の内訳についてみてみよう。以下には、中央政府の経常受払による収入の内容を示してある。直接税（＝多くは所得基準）も間

接税（＝多くは消費基準）も、40歳代後半から50歳代前半にかけてがピークになっているため、直接税、間接税ともに全体人口の変化だけでなく高齢化の影響も受けて減少する。

表8 収入内訳の推移

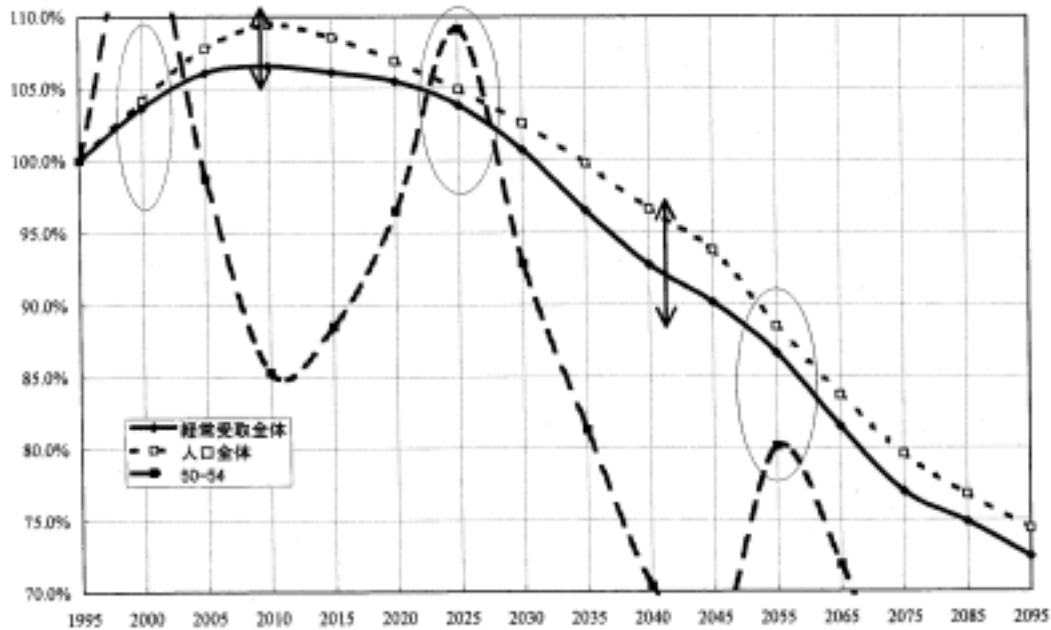
(年)	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2055	2065	2075	2085	2095
経常受取	100.0	100.6	106.1	106.5	106.1	105.5	103.8	100.8	96.5	92.8	90.2	86.6	81.5	76.9	74.8	72.4
直接税	100.0	103.7	105.8	105.8	105.6	105.4	104.0	100.7	95.9	92.0	89.4	86.5	81.1	76.4	74.5	72.1
間接税	100.0	103.4	106.0	107.0	106.2	105.1	103.2	100.2	96.5	92.9	90.3	86.3	81.4	77.0	74.7	72.3
人口全体	100.0	104.1	107.8	109.4	108.6	106.9	104.9	102.6	99.8	96.6	93.8	88.5	83.7	79.6	76.8	74.3
50～54歳人口	100.0	117.4	98.7	85.3	88.5	96.5	109.1	92.8	81.3	70.4	66.4	80.1	71.9	61.4	65.9	63.8

注：1995年の値を100とした場合の各年の相対値。

経常受取の変化のうち、(1)人口全体が増減する要素と(2)人口構造の変化＝高齢化の進展による要素を見るために、図7を示す。経常受取の大まかな変化としては、全体人口の動きと似ているが、税負担を中心的に担っている世

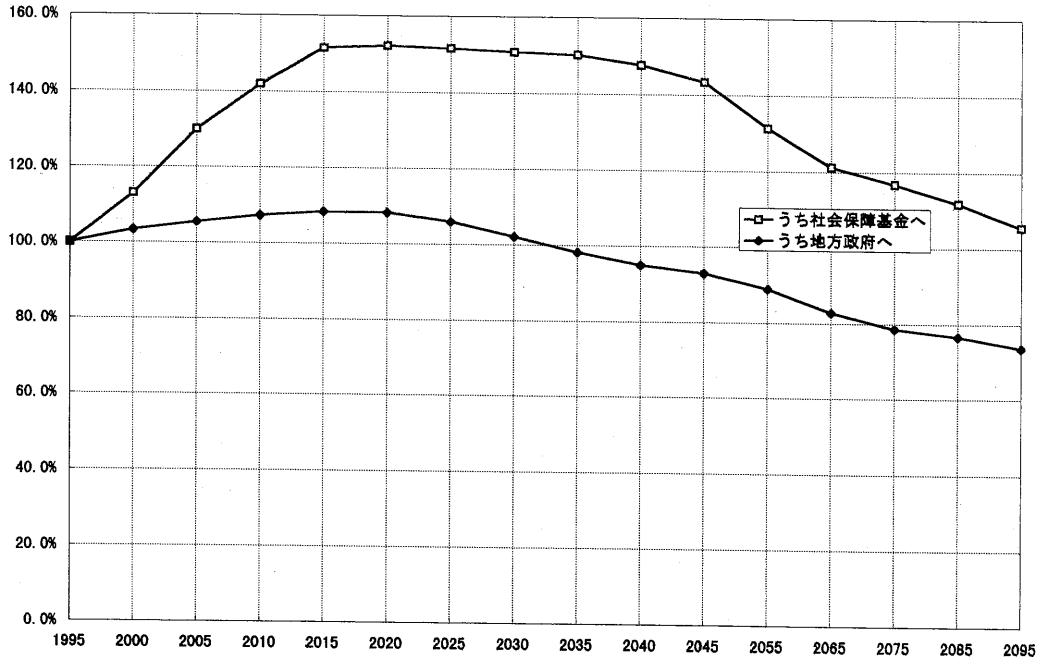
代（ここでは50歳～54歳をとった）の増減により影響を受けている。すなわち、50歳～54歳世代の増減と共に、全体人口の変化と経常受取の変化が近寄ったり乖離したりしている。

図7 経常受取の変化の高齢化要因と全体人口要因



中央政府の支払の主要項目は、社会保障基金への移転、地方政府への移転、中央政府プロパーの消費支出である。このうち、高齢化によって確実に増大するのは、社会保障支出である。図8には、1995年の支出水準を100とした場合、支払額の推移が示されている。2015年までは高齢化と人口増加の両側面から社会保障基金および地方政府への移転が増大する。2015年を過ぎると人口は減少による国税の減少に従って地方政府への移転は徐々に減少する。しかし社会保障基金への移転は、人口減少よりも高齢化の影響が強く残り、その後も高水準が続くことになる。

図8 社会保障基金と地方政府への移転水準の推移



注：1995年の支払水準を100%とした場合の毎年の中央政府から他の一般政府部門への移転支払額の推移。

VIII. 地方政府の財政収支

VIII-1 収支の概要

以下では、地方政府の財政収支の推移を見つめる。地方政府は、中央政府とは異なり、経常受払については当面受取超過となる。

ただし、この推計は経常受払いだけを問題としているので、資本調達勘定まで含めた総合的な赤字、黒字はこれだけから判断できない。従って、この結果は経常受払いのトレンドとし

ての上下の動きをシミュレートしていると解釈すべきである。

地方政府も2040年過ぎから経常受払の支払超過になる。しかし、中央政府と地方政府では財政規模が異なるため、この資金収支額を直接に比較することができない。そこで、毎年の資金収支の経常受取額に占める割合を比較した。

表9 毎年の資金収支の経常受取に対する比率

(年)	1995	2005	2015	2025	2035	2045	2055	2065	2075	2085	2095
中央政府	0.0%	- 3.9%	- 9.0%	- 9.2%	-11.2%	-12.5%	-10.8%	- 9.8%	-10.8%	-10.2%	- 9.3%
地方政府	0.5%	3.2%	2.2%	1.4%	0.3%	- 1.8%	- 3.2%	- 4.7%	- 6.7%	- 7.8%	- 7.5%

毎年の収支（＝受取－支払）を財政規模（受取合計）で除したもの。10年単位で表示。

地方政府では、中央政府に比べて赤字額の財政規模に占める割合は、比較的低いが、2075年

以降は財政規模の10%と中央政府の規模に近づきつつある。

参考までに、国の平成7年度予算70兆9,871

億円の中での特例公債は2兆8,511億円で4%あまりである。建設国債は9兆7,469億円である。

図9 地方政府の収支の概要

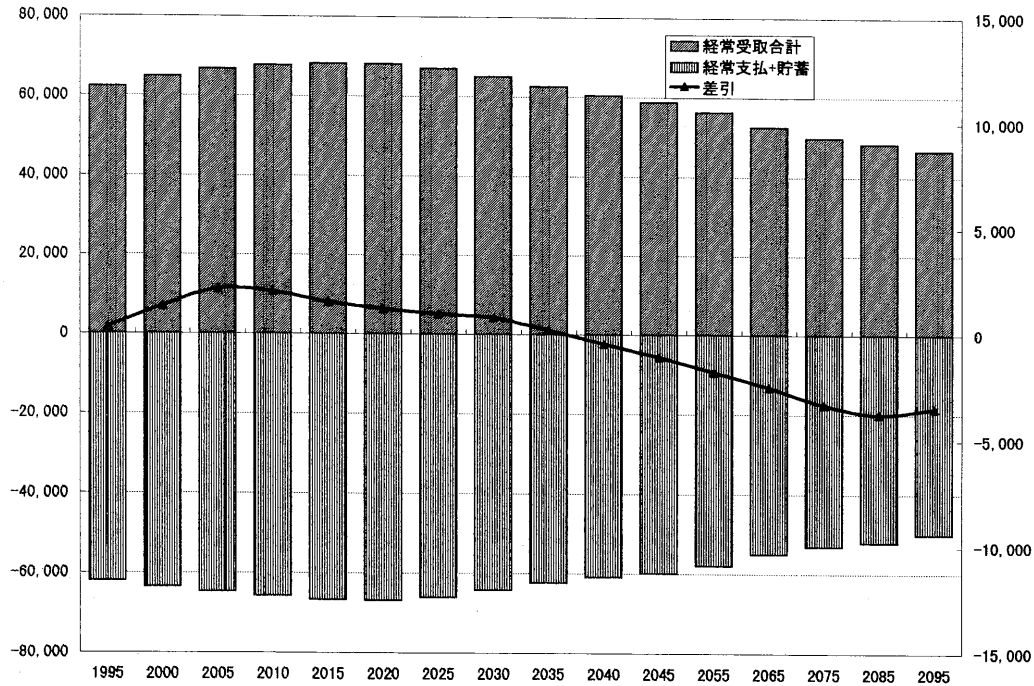
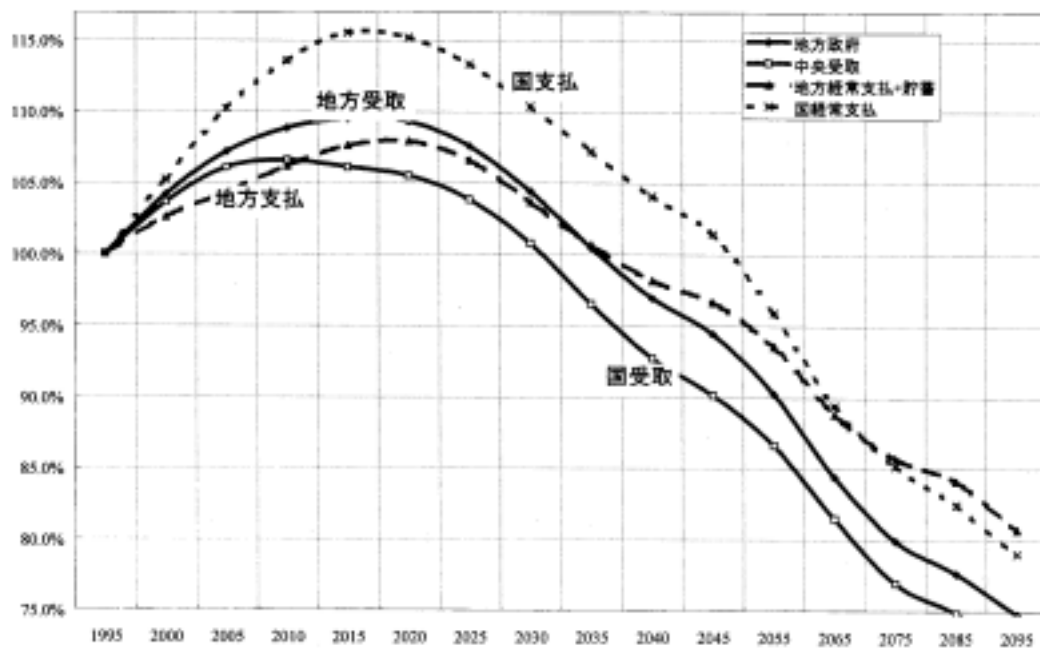


図10には、地方政府と中央政府の受払の比較が示されている。受取（収入）は中央政府、地方政府とも2015年前後まで増加した後に減少するパターンを示しているが、中央政府は地方政府と比較して人口の増加にも関わらず、受取の伸びが低い。これは直接税体系依存型のためであると考えられる。一方で支払（支出）は、国で非常に大きくのびている。これは、国から社会保障基金への移転が大きく、高齢者増加の影響を強く受けるものと考えられる。

このような推移状況のため、地方政府は受払いともに大きく変動するものの、両者が並行的な動きを示すため、比較的収支の乖離が小さい。

図10 中央政府と地方政府の受取・支払比較



1995年を100%とした場合の各年の受取または支払額の比較。

VIII-2 収入の内訳

表10には地方政府の経常受取の推移とその内訳が示してある。本推計による地方政府の経常受取のうち、中央政府からの移転の占める割合は40%であるが、これは国の収入の増減の影響

を受ける。しかし、最終的には40%の水準が維持される。従って、地方政府の受取については人口「数」の変化の影響が強く、人口高齢化という質的变化の影響は小さい。

表10 推計された受取に占める中央政府からの移転の場合

〈年〉	1995	2005	2015	2025	2035	2045	2055	2065	2075	2085	2095
その他税収等	59.6%	60.2%	59.9%	60.1%	60.4%	60.2%	60.1%	60.3%	60.2%	60.1%	60.2%
中央→地方	40.4%	39.8%	40.1%	39.9%	39.6%	39.8%	39.9%	39.7%	39.8%	39.9%	39.8%

VIII-3 支払の内訳

そして、表11に地方政府の支払の内訳推移を示す。支払のうち最も大きなウェイトを占めるものは一般消費支出である。一般消費支出は人口数の増減に大きく影響を受けるが、このうち社会保障関連支出は人口高齢化の影響を受ける。しかし、一般消費支出のうち、社会保障関連支出のウェイトは「現在では」低い。このほか、

一般政府部内の移転は、ほとんどが社会保障基金への移転であるので、人口高齢化の影響を受ける。しかし、全歳出に占める社会保障基金への移転のウェイトも、中央政府の支払のケースと比べるとはるかに小さいので、支出は安定的に推移する。

一方、教育費支出は、若年人口の減少に従って減少するが、地方政府の支出のウェイトは中

中央政府に比べて大きいために高齢化の進興に伴う歳出膨張にブレーキをかける役割を果たすことになる⁷。

表11一般消費支出の分野別内訳（中央・地方）

	中央政府	地方政府
1. 一般政 サービス	3.0%	21.0%
2. 防 衛	6.6%	0.0%
3. 教 育	2.7%	27.1%
4. 保 健	0.3%	4.1%
5. 社会保障・福祉サービス	1.0%	4.2%
6. 住宅・地域開発	0.7%	5.2%
7. その他地域社会サービス	0.2%	2.5%
8. 経済サービス	1.4%	5.9%
9. その他	0.4%	0.0%
補助金	3.4%	2.6%
社会扶助金	3.0%	11.0%
うち中央政府へ	—	0.1%
うち地方政府へ	38.5%	—
うち社会保障基金へ	16.6%	4.0%
他部門への経常移転	1.7%	2.8%
その他	20.6%	9.5%
経常支払全体	100.0%	100.0%

IX. 社会保障基金の財政収支

IX-1 制度改正前のもまでの財政収支

IX-1-1 推計の基本的考え方

社会保障基金は大きく分けて「年金」，「医療」，「その他（失業，労災等）」に分けられる。

人口構造の高齢化により一番大きく影響を受けるのは年金部門である。年金医療も高齢者の老人保健のための支出に増大により増加することが予想されるが，年金給付ほど高齢者に限定的

⁷ ここでは，若年者一人当たりの教育費は一定のままで，人口減少により教育費支出が減少すると仮定している。これに対し，今後労働者の数的減少を補うため，質的により濃密な教育をする場合にはこの限りではない。

に給付されていないので、その影響はマイルドである。

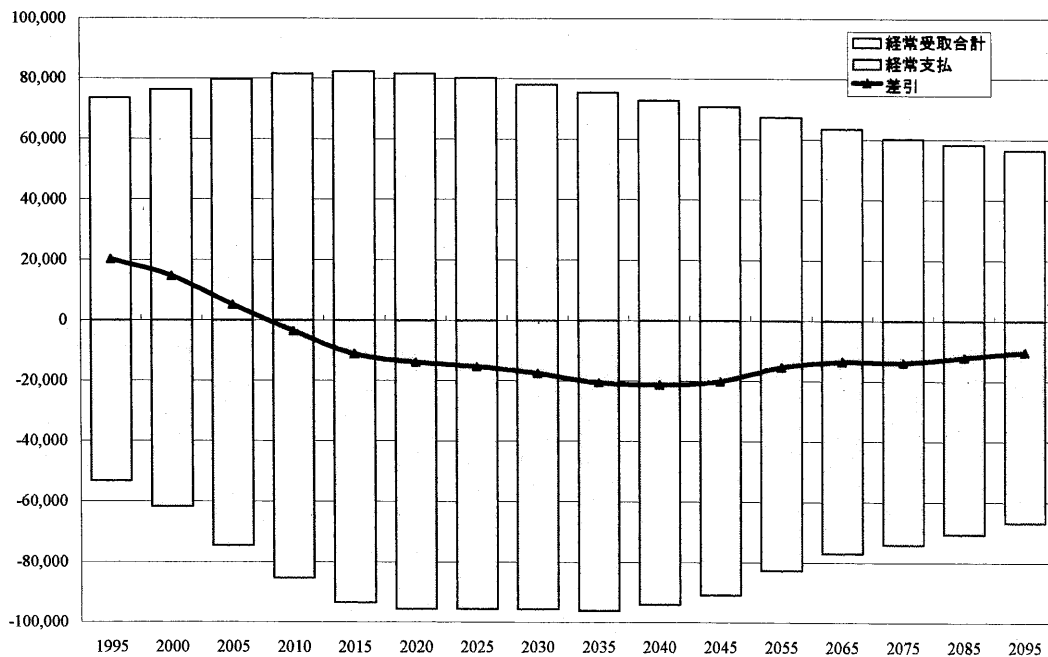
さて、このうち年金給付については、平成6（1994）年に5年おきに行われる年金の財政再計算が行われ、保険料および給付についての大幅な制度改革が行われた。本稿では、改革の効果を知るために改革前の状況を一度シミュレー

トした後に、年金改革の効果を考慮したシミュレートを行なった。

IX-1-2 改正前の全体収支

年金制度の改正前では、年金給付および医療費給付の増加により、社会保障基金全体としては赤字になる。

図11 改正前の全体収支



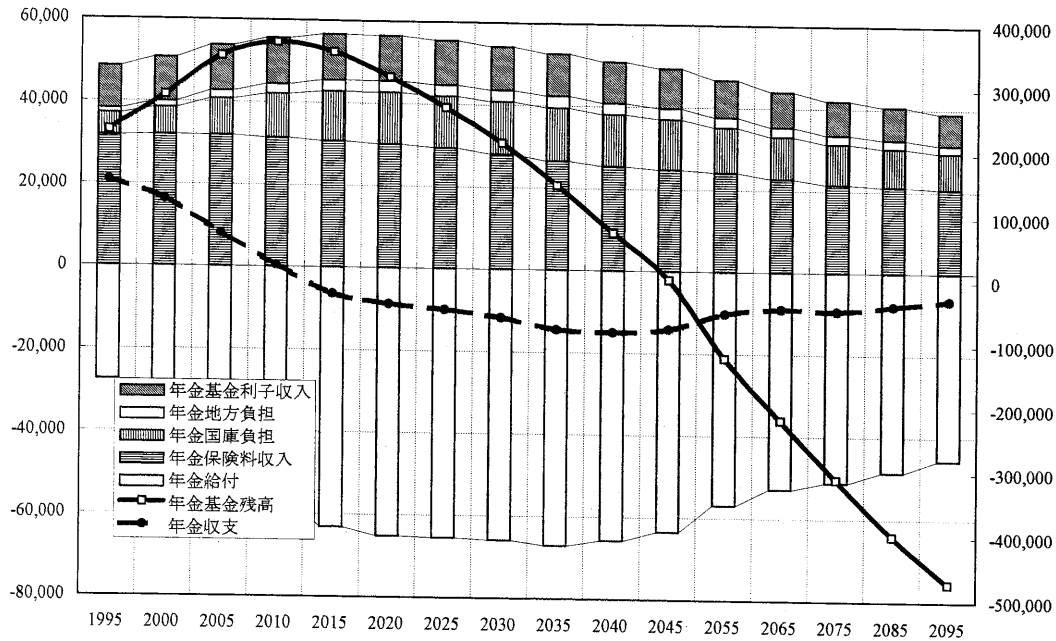
IX-1-3 年金収支の予想

改正前では年金部門の収支は、しばらくは人口数の増大に従って収入、支出ともに増加するが、高齢化の進行に従って年金を受給する世代の比率が増加するため、2020年～2035年にかけて、年金収入が減少するにもかかわらず、支払は依然として増加することで、年金収支は単年度で赤字化し、年金積立金も急速に減少する。制度としては積立金を保有しているので、2045年前後まで積立金が存在するため、そこまでは制度が維持できると考えられる。

いっぽう、年金制度の改正計画によって、①保険料の引き上げ、②60歳代前半の年金給付開始年齢の段階的引き上げ、③年金改定額のネットスライド制度導入等が実行された場合は、単

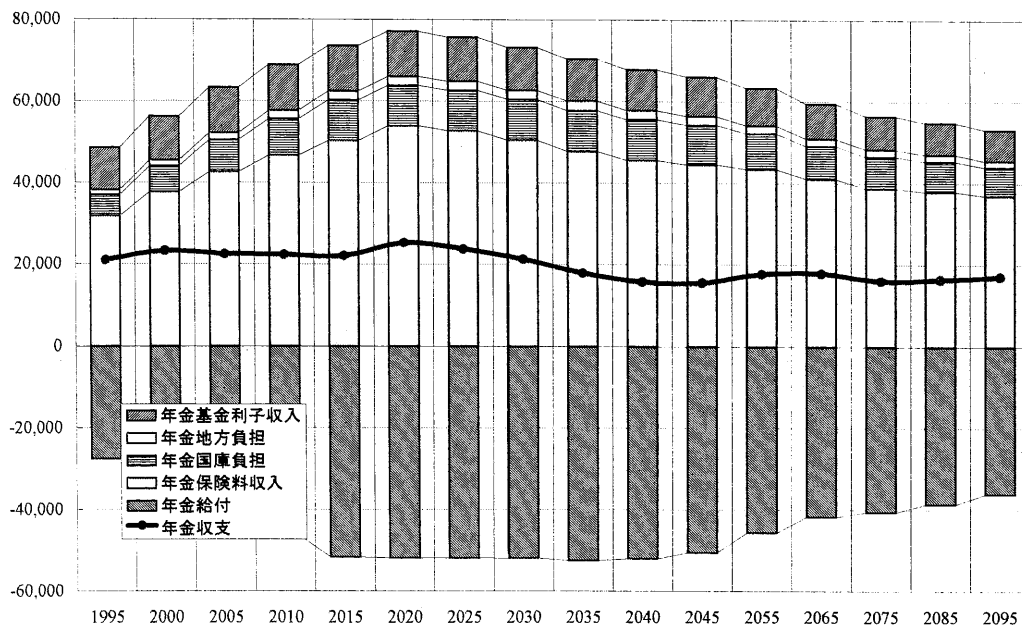
年度の資金収支が赤字化することはない、制度は維持できると考えられる。

図12 改正前の年金収支



注：年金利子収入にはその他の収入を含む。基金残高のみ右軸。単位10億円。

図13 改正後の予想年金収支

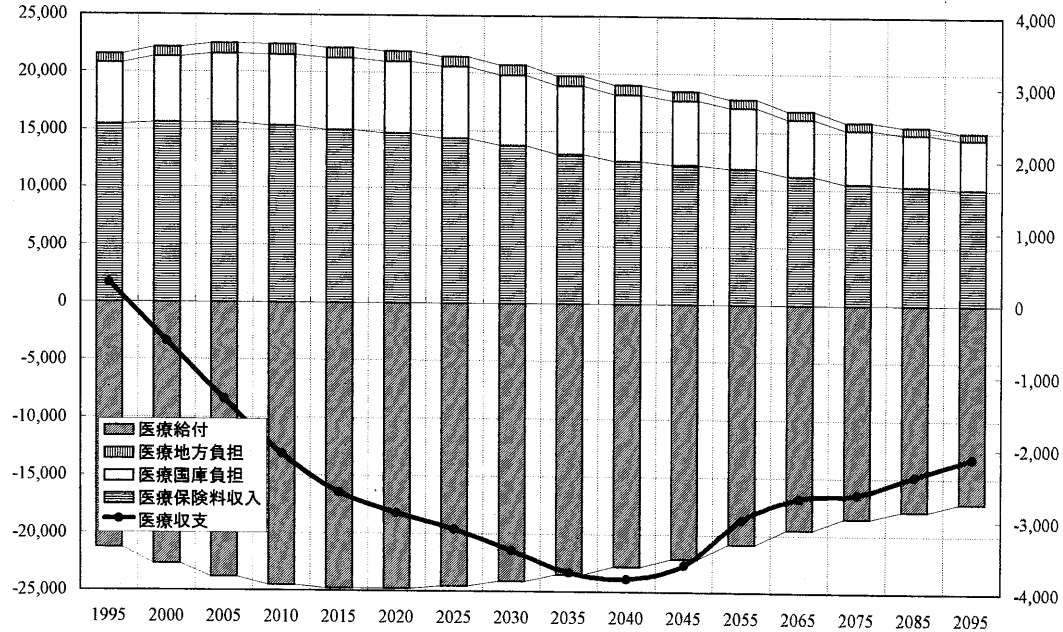


IX-1-4 医療保険制度の収支

医療保険制度の支払も高齢化により、老人保健制度による老人医療費給付の増加により影響を受け増大する。この一方で、基金に支払われる保険料は、原則として勤労世代の所得を基準として徴収されているため、収入の方も高齢化

により減少する。この傾向は、例えば、保険料負担世代の40歳代後半から50歳代前半の世代が急激に減少する2040年代で資金不足が最大化している。

図14 医療保険の収支



注：医療保険の収支は右軸。単位10億円。

X. 中央、地方政府の財政収支再論

X-1 社会保障経費を誰が負担するか

年金の改革により、社会保障基金のうち年金部門は資金収支が維持できそうである。一方、医療保険部門は、今後高齢化に従って、資金不足が予想される。医療保険部門におけるシミュレーションでの資金不足は、赤字として示されているが、これは最終的には誰かによって負担

されなければならない資金である。

そこで、医療保険部門における資金不足分を、国庫または地方負担によって填補するとした。ここでは、現行の資金移転に占める割合に従って、要填補資金100について、中央政府85%、地方政府15%の割合で移転されるとした。

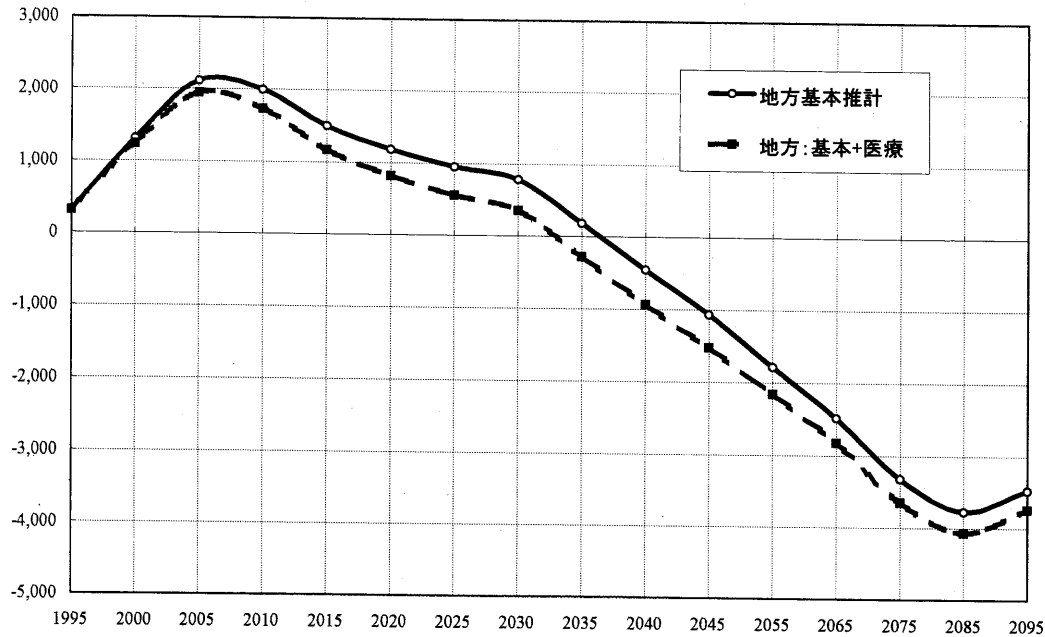
表12 医療保険の赤字への填補

	2005	2015	2025	2035	2045	2055	2065	2075	2085	2095
医療部門収支	- 1,347	- 2,633	- 3,139	- 3,740	- 3,627	- 2,994	- 2,691	- 2,631	- 2,375	- 2,130
医療補填国	- 1,179	- 2,304	- 2,747	- 3,272	- 3,174	- 2,620	- 2,355	- 2,302	- 2,078	- 1,863
医療補填地方	- 168	- 329	- 392	- 468	- 453	- 374	- 336	- 329	- 297	- 26

金額単位：10億円

この条件に従って一般会計から填補を行うと、地方政府の毎年の資金収支は以下のようになる。

図15 医療保険の資金不足分填補による地方財政の資金収支比較



グラフの結果に従えば、医療保険制度の赤字分の填補により、資金収支がマイナスに転じる時期がおよそ5年早まることになる。

X-2 新ゴールドプラン

高齢化によって、地方財政に影響を及ぼすファクターは社会保険だけでなく直接的な高齢者対策費用もある。そのうち政策的にも注目を集めているのが新ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）である。これは平成11年（2000年）を目標に行われる

厚生省は、新ゴールドプランを実施するためには、5年間に国費ベースで2兆5,000億円、地方負担分も合わせると5兆2,500億円の事業費（現在価格）が新たに必要としている。従って、地方政府として必要な資金は2兆7,500億円であることになる。そこで、この2兆7,500億円を単純に5年で割ると年間550億円となる。

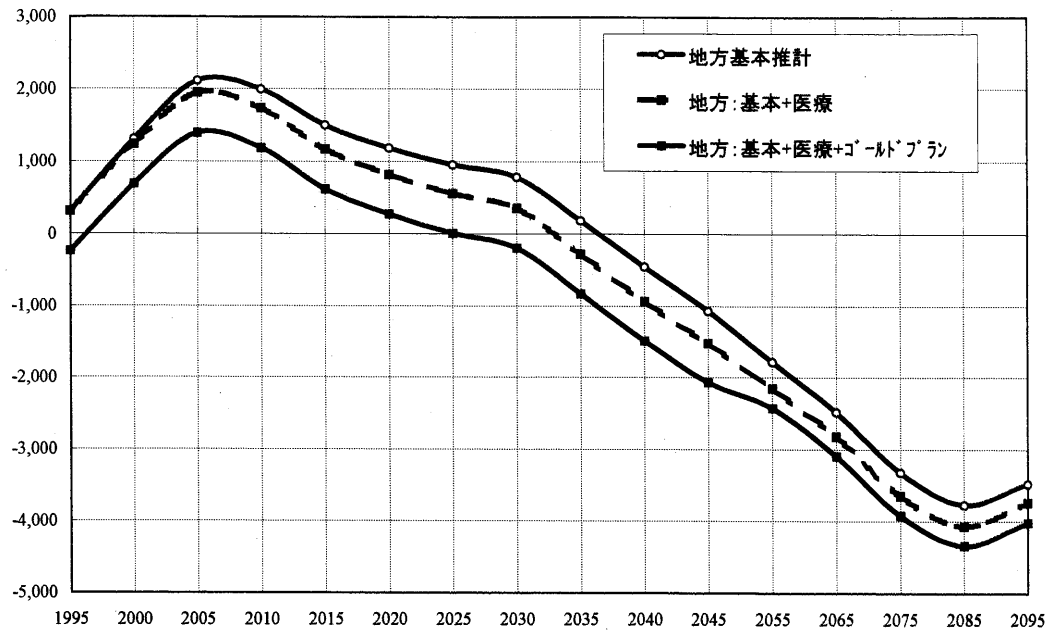
この550億円で介護ヘルパー等の人的システムの整備や老人福祉施設等のハード面での整備が行われる。借入れや公債で調達しないとすると、税収で調達しなければならないので、経常受払いの範囲から捻出しなければならない。そこで、上で述べた、医療保険に対する移転支出にプラスして、新ゴールドプランに関する支出も収支の計算に加えた。

なお、新ゴールドプランは2000年までであるが、その後高齢化のピークが続く2045年まで整備が続くとした。2045年よりも先は、かなり恣意的であるが、ハード面での整備が一段落すると仮定し、システムを維持するための人件費や補助金などの経常的な支出がその半分の金額で続くと仮定した。

以上の前提に従ったシミュレーション結果は、以下の通りである⁸。

⁸ なお、一説によれば、新ゴールドプランのための支出は、今後年間で数兆円まで増加するとの見方もある。

図16 新ゴールドプランを加味した場合の地方財政収支



注：金額単位10億円

この結果に従えば、地方財政の経常受払いが ー る 。
資金不足に達するのは10年以上早まることにな

XI. 高齢化に対応した税制の変更

XI 所得課税から支出課税へ

XI-1-1 消費税の増税

以下では、高齢化社会の到来に向けての税制
の問題について、若干の検討を行う。まずはじ

めに、国税としての消費税の増税予定について
検討する。1994年11月の国会において、以下の
税制改革案が決まっている。

表13 税制改革案

【所得・住民税減税】

- ・1995年から税率区分の見直しなどによる恒久減税 3 兆5,000億円を実施
- ・95,96年は定率15%の特別減税 2 兆円を上乗せ

【消費税増税】

- ・現行 3 %の消費税率を97年 4 月から 5 %に引き上げ

【消費税の特例見直し】

- ・簡易課税の適用基準を課税売上高 4 億円以下から同 2 億円以下に引き下げ
- ・限界控除制度は廃止
- ・仕入れ税額控除で、領収書など伝票（インボイス）の保存を求める

【地方消費税】

・ 97年4月に地方消費譲与税を廃止し、都道府県税としての地方消費税を創設。消費税額の20%相当

【その他】

- ・ ホームヘルプなど当面必要な福祉財源を手当て
- ・ 高齢者福祉年金の受給者らに一時金支給

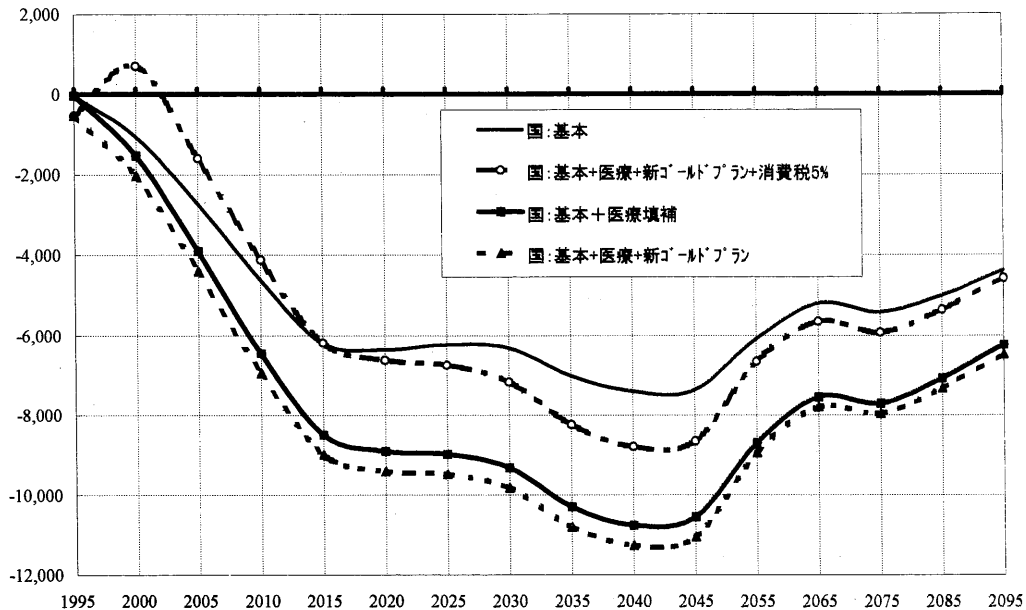
ここでは、消費税5%の引き上げとその20%（税率にして1%相当分）を地方消費税として譲渡し消費増与税を廃止するケースについてその効果を計算した。

表14 消費税の増税によるシミュレーション

	A	B	$C = B \times 20\%$	$D = B - C$ -(3%分)	E	$F = A + D - E$
	当初 予想収支	消費税 総収収：5%	地方消費税分 (20%)	消費税 純増	消費増与税 カット分	予想収支2
1995	- 525	0	0	0	0	- 525
2000	- 2,028	9,794	1,959	1,959	782	713
2005	- 4,402	10,039	2,008	2,008	802	- 1,592
2010	- 6,952	10,129	2,026	2,026	809	- 4,117
2015	- 8,996	10,061	2,012	2,012	804	- 6,180
2020	- 9,404	9,953	1,991	1,991	795	- 6,619
2025	- 9,476	9,769	1,954	1,954	781	- 6,742
2030	- 9,819	9,491	1,898	1,898	758	- 7,162
2035	-10,793	9,143	1,829	1,829	730	- 8,234
2040	-11,254	8,799	1,760	1,760	703	- 8,792
2045	-11,045	8,554	1,711	1,711	683	- 8,651
2055	- 8,944	8,171	1,634	1,634	653	- 6,656
2065	- 7,793	7,705	1,541	1,541	616	- 5,636
2075	- 7,959	7,296	1,459	1,459	583	- 5,917
2085	- 7,326	7,076	1,415	1,415	565	- 5,346
2095	- 6,482	6,851	1,370	1,370	547	- 4,564

注：A：当初予想収支は、基本推計に消費税収の予想は単純に1993年の消費税収（3%分）を3で割り5を乗じたもの。地方消費税は国税消費税収の20%とした。金額単位10億円。

図17 消費税5%の場合の中央政府の収支



注：単年度の経常受払いの資金収支。金額単位は10億円

図17には、基本的な推計に続いて、年金改革後の社会保障基金の資金不足（主として医療保険部門による）への填補，そして新ゴールドプランの国庫負担分を加味し資金不足のシミュレーションが示されている。

それに加えてここでは、先に述べたような消費税引き上げの効果について考慮した推計結果を示した。1997年に予定通り消費税率が3%→5%に引き上げられたものとする、2000年までは、消費税引き上げにより現行制度よりも収

支は好転する。しかし、5%のままでは、2005年までの間にやはり資金不足となる。消費税率の5%への引き上げだけでは、資金収支悪化パターンが5年～7年間先送りになるに過ぎない。

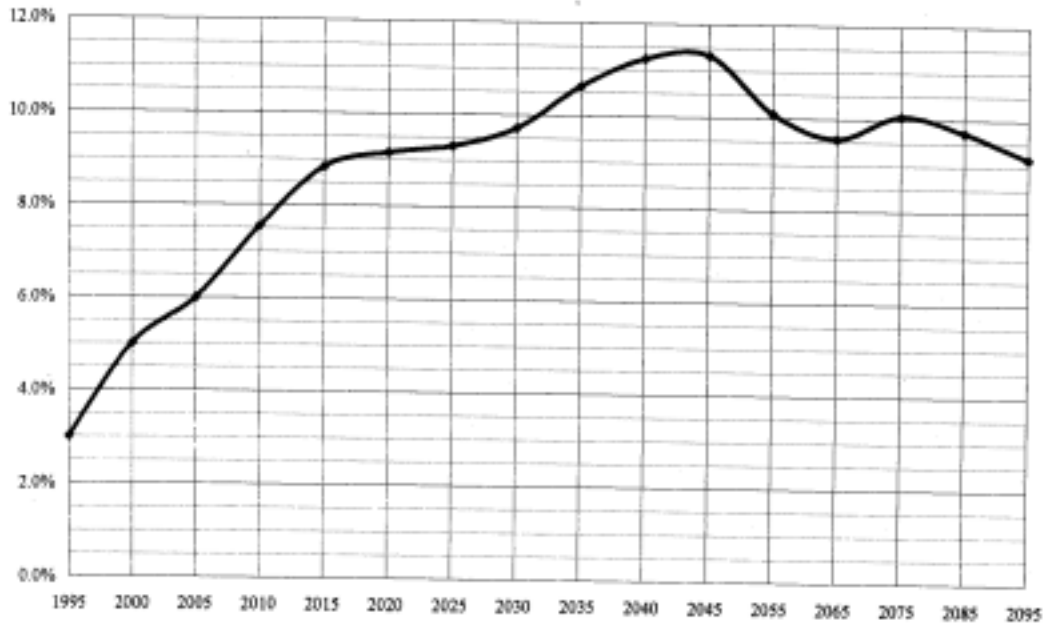
そこで以下では、各年の医療保険，新ゴールドプランを考慮した上での資金収支の赤字が，消費税収だけで毎年丁度バランスするような消費税率を逆算した。

求める消費税率を τ とすると、

$$\begin{aligned} & (\text{毎年の資金不足額}) + (\text{3\%の場合の消費税収}) - (\text{地方消費増与税のカット分}) \\ & = (\text{3\%の場合の消費税収}) \div 3 \times \tau \times 0.8 \end{aligned}$$

によって求められる。0.8をかけるのは20%が地方消費税となるためである。

図18 国の資金収支を丁度バランスさせるのに十分な消費税率



注：ここでは消費税の一層の引き上げに伴う所得税等の減税は行わない（実質増税）。地方贈与税カットとセットにすると2000年の国の収支がバランスする消費税率は3.9%であるが、ここでは5%とした。

XI-1-2 地方消費税

ここでは、消費税率引き上げに伴い導入された地方贈与税の地方財政に及ぼす影響について、これまでの世代会計の結果を基本にしながら検討する。

まずはじめに、1997年から予定されている、消費税（国税）の税率5%引き上げとこれに伴う措置について検討する。消費税5%のうち1%分は地方消費税となっているので、国の消費税収のうち20%を地方消費税収入としてカウントした。これに併せて、地方への消費贈与税の削減を考慮に入れた。将来の地方消費贈与税

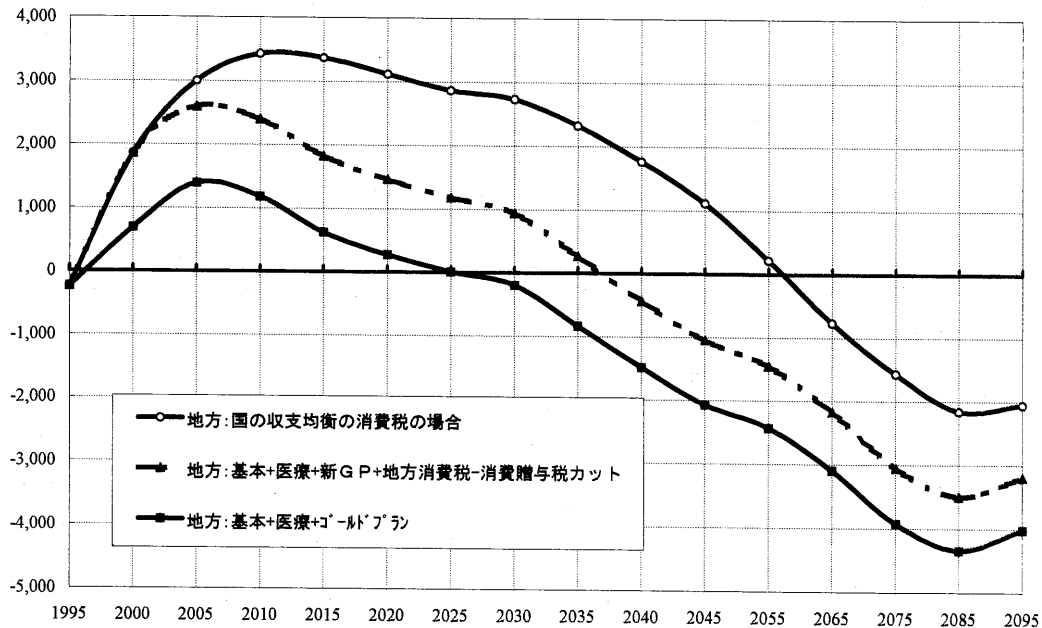
は、中央政府の消費税収とパラレルに決まるものとした⁹。

ところで、前節では中央政府の経常受払いの収支が丁度バランスするような消費税率を逆算した。ここではそれに対応して、国税の税収の増加に従ってその税収の20%を地方消費税として歳入にカウントすることが出来ると仮定して、試算を行った。この場合も地方消費贈与税の廃止を考慮に入れている。

以上の前提に従って行った試算の結果は、図19に示されている。

⁹ なお、本稿のここまでの計算では地方贈与税は、主として道路の整備の財源等に充てられるため、資本勘定で取り扱うとして、経常受払いでは取り扱わなかった。しかし、地方消費贈与税廃止による資本勘定の不足分を借入れか地方債でまかなわないとすれば、経常勘定からの資本調達（＝貯蓄）でまかなう必要があるため、収入の増加が求められる項目である。

図19 地方消費税の試算結果



消費税5%にともなう地方消費税導入は、同時に地方消費贈与税がカットされるが、差引での収支の改善おおきい。このため、収支が資金が資金不足となる年限は10年間ほど先送りされる。

一方、もし仮に図18に示したように、国の消費税が完全に国の経常受払いの収支がバランスするようにスライドする場合には、地方財政の

収支は（贈与税のカットを考慮しても）大幅に改善し、収支がマイナスとなる年限は地方消費税がない場合の25年後、地方消費税1%導入の場合の15年後まで延期される。この後の資金不足はそれまでの資金余剰でカバーできるので、もし財政調整基金のようなものが出来れば、資金不足時も増税は不要になる。

XII まとめ

XII 本研究の結果

本研究では、財政収支に関わりを持つ様々な要素のうち、人口ファクターの変化がどのような影響を及ぼすかについて、主に地方財政当局の資金収支について検討を行った。冒頭にも述べたとおり、世代会計の原義からすると、「財政赤字」を政策的に議論するために本当に重要な指標は、各個人のライフタイムでの純移転額であって、財政収支はナンセンスな指標であるということになる。しかし、ここでは財政当局の政策遂行上、各年の資金収支に及ぼす影響を

知っておくのは無意味なことではないという観点に立って推計を行った。本研究で得られたいくつかの結果を要約すると以下の通りとなる。

(1) 高齢化の影響は地方政府より中央政府の方が大きい。これは、中央政府は歳出に、高齢化の影響を強く受ける社会保障基金への移転が占める割合が地方政府よりも高いこと、逆に若年人口の減少によって歳出が減少する可能性のある教育費の占めるウェイトが小さいことがあげられる。なお、人口数全体の動きと共に租税・社会保険負担世代の動向も財政収支に影響を

与える。

(2) 社会保障基金は、年金改革のプランが順調に実行されれば、年金部門の会計的な破綻の危機は避けられる。一方、医療保険部門は資金不足が予想される、このため保険料引き上げか、中央政府や地方政府からの移転（繰入れ）が必要となる。

(3) 地方政府は当面は、高齢化の影響はマイルドであるが、中央政府から移転（地方交付税等）を受けているので、地方政府は中央政府の収支動向と全く無縁とは言えない。また、2035年以降では地方政府も資金不足が懸念される。

(4) 消費税の5%化は（これと引き換えの減税がなければ）中央政府の収支を今後10年ほど改善する。ただし、新ゴールドプランをさらに充実させ継続させるためには、新たな財源が必要になる。いっぽう、消費税5%化により地方政府は地方贈与税が廃止されることとなるが、ネットの減収は小さい。今後、高齢化社会を控え消費基準の課税ベースを確保することは必要である。

(5) 一つの試算として、今後の中央政府の諸政策をまかない、資金不足が生じないように消費税率を引き上げると地方消費税も含んだグロスの税率は最高で10%程度となる。この場合、自動的に地方消費税も税収が伸びるため、地方政府の資金収支を20年前後改善する。

XII-2 今後の課題

最後に、本推計の技術的問題点等についてふれておきたい。まず、本推計では財政当局で把握されている勘定に基づき、現在の純負担を一定の基準に従って年齢階級別に分配し、その人口の変化に応じて将来の財政収支が変わるという手法を用いている。しかし、年金受給の頭数などとは異なって、例えば資本課税として法人税を負担している世代の数が増えたからといって法人税がそのまま増えるとは考えにくい。逆に高齢化が進み資本蓄積が阻害されれば、逆の結果もあり得る。

一方、所得税などは若年勤労世代人口の増減

と密接な関係を持っていると理論的には考えられるが、所得税収が果たして人口比率と100%パラレルに決まるかという問題は統計的にも確認される必要がある。このことは、特に高齢者関連支出の問題に顕著で、将来、高齢化率が2倍になれば、現在の2倍以上以上の高齢者関連支出が必要になるとも言われている。

また、本稿では例えば年金改革がプラン通り実施され、消費税率が10%前後まで引き上げられれば、財政当局の資金不足は解消されとの結果が得られているが、果たして国民がこのような高率の租税・社会保障負担に耐えられるかという問題もある。これらの政策が全て実施されれば、国民負担率は50%を越えるであろう。

また、地方財政の本源的な問題は、冒頭にも述べた垂直的問題であるともいえる。地方財政全体では資金収支が黒字でも各自治体では差異があるからである。また地方財政全体が資金不足となるような状況の下では、これまでの中央政府を通じて行われてきた比較的財政に余裕のある地域から不足する地域への財源の再配分の制度も機能しにくくなる。

最後に、本研究では原則として経常受払いのみを計測の対象としてきたが、財政当局の資金収支の問題を考えるならば、投資（固定資本形成）の問題もまた重要である。

参 考 文 献

- [1] A.B.Atkinson and J.E.Stiglitz. [1980],
Lectures on Public Economics, McGraw-Hill
- [2] Don Fullerton, Diane Lim Rogers, [1984]
Who bears the lifetime tax burden?, The
Brookings Institution Washington, DC
- [3] Kotlikoff, Lawrence J. [1992].*Generational Accounting——Knowing Who Pays, and When, for What We Spend.*
New York: The Free Press. (邦訳 『世代
の経済学』. 香西泰監訳. 日本経済新聞社.
1993年)
- [4] Musgrave *et al* [1974], "Distribution of
fiscal burdens and benefits", *Public
Finance Quarterly*, 2, pp.259-311
- [5] 麻生良文 [1992] 『厚生年金制度による世
代間所得移転』, 郵政研究レビューNo. 2,
郵政省郵政研究所
- [6] 高山憲之, 有田富美子 [1995], 『可処分所
得の世代間分配』, 経済研究 (一橋大学経
済研究所), Vol.46 No.1 pp.43-58.
- [7] 吉田 浩 [1995a] 『世代別会計によるアプ
ローチ』 ESPVol.277.pp.35-59 1995年-
5月号経済企画庁
- [8] 吉田 浩 [1995b] 『世代別会計による戦後
世代別純負担額の計測』 明海大学経済学論
集Vol17.No.1・No.2, PP.57-69.

なお、本稿執筆にあたり、財団法人日本都
市センターのご協力をいただいた。記してお礼
申し上げたい。